

クレーン運転業務の特別教育 ご案内

おすすめ

クレーン運転業務の特別教育は、労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第15号によるもので事業者の義務とされている教育条件を満たすことになり、事業者に代わって実施いたします。学科・実技ともに修了された方には修了証を即日交付いたします。

講習日程

・講習日 令和6年 ①5月7日(火)・8日(水) ②8月21日(水)・22日(木)

・講習場所 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1番1号 TEL 093-861-3001
公益社団法人九州機械工業振興会 FAX 093-861-3007

・講習内容 集合時間 8時40分

	日 時	科 目	時 間
1 日 目	8:50 ~ 12:10	クレーンに関する知識	3
	13:00 ~ 16:20	原動機及び電気に関する知識	3
	16:30 ~ 17:30	関係法令	1
2 日 目	8:50 ~ 11:00	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2
	11:10 ~ 12:10	クレーンの運転(合図含む) (呼子笛使用)	4
	13:00 ~ 16:10		

申込要領

・対象者 18歳以上の方

※つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転に従事する方 ※移動式クレーン(トラッククレーン等)は対象外。

・講習料等 会 員 12,760円(受講料・テキスト代:消費税10%含)
非会員 14,960円(受講料・テキスト代:消費税10%含)

・申込方法 FAX申請。定員になり次第締め切ります。

・入金期限 講習開始15日前。

・必要な物 筆記用具。2日目の実技は、呼子笛・作業服・運動靴をご用意ください。ヘルメットは無料貸出有。

・振込先 福岡銀行 八幡支店 普通預金No.247811 名義 (社)九州機械工業振興会

公益社団法人九州機械工業振興会